

第三条(一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案 現行

(給与に関する特例)

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項の職員をいう。以下同じ)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
一	四〇四、〇〇〇
二	四五七、〇〇〇
三	五一四、〇〇〇
四	五八五、〇〇〇
五	六六八、〇〇〇
六	七八一、〇〇〇
七	九一三、〇〇〇

2/5 略

(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)

第五条 略

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。第四条の規定)」と、県職員給与条例第十六条

(給与に関する特例)

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項の職員をいう。以下同じ)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
一	四〇九、〇〇〇
二	四六二、〇〇〇
三	五二〇、〇〇〇
四	五九二、〇〇〇
五	六七六、〇〇〇
六	七九〇、〇〇〇
七	九二三、〇〇〇

2/5 略

(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)

第五条 略

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。第四条の規定)」と、県職員給与条例第十六条

の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。第四条の規定)」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。第四条の規定)」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

第四条(一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案 現行

(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)

第五条 略

2 特定任期付職員に対する県職員給与

(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)

第五条 略

2 特定任期付職員に対する県職員給与

3 特定任期付職員に対する学校職員給与と条例第四条第一項、第十八条の第二項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与と条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員給与と条例第十八条の第二項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付職員給与と条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、学校職員給与と条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与と条例第四条第一項、第十八条の第二項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与と条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員給与と条例第十八条の第二項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付職員給与と条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、学校職員給与と条例第二十条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

第五条(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案 現行

(給与に関する特例)
 第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
一	四〇九、〇〇〇
二	四八三、〇〇〇
三	五六一、〇〇〇
四	六五三、〇〇〇
五	七六二、〇〇〇
六	八七〇、〇〇〇

2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
一	三三七、〇〇〇
二	三七六、〇〇〇
三	四〇六、〇〇〇

3 略

第六条 略 (佐賀県職員給与と条例の適用除外)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与と条例第二条の第二項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与と条例第二条の第二項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、

(給与に関する特例)
 第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
一	四一四、〇〇〇
二	四八九、〇〇〇
三	五六八、〇〇〇
四	六六一、〇〇〇
五	七七一、〇〇〇
六	八八〇、〇〇〇

2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
一	三四〇、〇〇〇
二	三八〇、〇〇〇
三	四一一、〇〇〇

3 略

第六条 略 (佐賀県職員給与と条例の適用除外)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与と条例第二条の第二項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与と条例第二条の第二項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、

給与及び勤務時間の特例に関する条例
 (以下「任期付研究員条例」という。)
 第五条の規定」と、県職員給与条例第
 十六条の第三項中「職にある職員」
 とあるのは「職にある職員(任期付研
 究員条例第三条第一号の規定により任
 期を定めて採用された職員を含む。次
 条において同じ。)」と、県職員給与条
 例第十七条第二項中「百分の百五十五」
 とあるのは「百分の百七十」と、「百分
 の百四十五」とあるのは「百分の百六
 十」とする。
 (第一号任期付研究員の裁量による勤
 務)

第七条 任命権者は、第一号任期付研究
 員の職務につき、その職務の性質上時
 間配分の決定その他の職務遂行の方法
 を大幅に当該第一号任期付研究員の裁
 量にゆだねることが当該第一号任期付
 研究員に係る研究業務の能率的な遂行
 のため必要であると認める場合には、
 当該第一号任期付研究員を、人事委員
 会規則の定めるところにより、職員の
 勤務時間、休暇等に関する条例(平成
 七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務
 時間条例」という。)の規定による勤務
 時間の割振りを行わず、職務遂行の方
 法等に関し具体的な指示をしないこと
 とし、その職務に従事させることができ
 る。この場合において、当該第一号
 任期付研究員は、人事委員会規則の定
 めるところにより、その勤務の状況に
 ついて任命権者に報告しなければなら
 ない。

2 略

3 第一項の場合において、任命権者は、

給与及び勤務時間の特例に関する条例
 (以下「任期付研究員条例」という。)
 第五条の規定」と、県職員給与条例第
 十六条の第三項中「職にある職員」
 とあるのは「職にある職員(任期付研
 究員条例第三条第一号の規定により任
 期を定めて採用された職員を含む。次
 条において同じ。)」と、県職員給与条
 例第十七条第二項中「百分の百五十五」
 とあるのは「百分の百七十」と、「百分
 の百七十」とあるのは「百分の百八十」
 とする。
 (第一号任期付研究員の裁量による勤
 務)

第七条 任命権者は、第一号任期付研究
 員の職務につき、その職務の性質上時
 間配分の決定その他の職務遂行の方法
 を大幅に当該第一号任期付研究員の裁
 量にゆだねることが当該第一号任期付
 研究員に係る研究業務の能率的な遂行
 のため必要であると認める場合には、
 当該第一号任期付研究員を、人事委員
 会規則の定めるところにより、職員の
 勤務時間、休暇等に関する条例(平成
 七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務
 時間条例」という。)の規定による勤務
 時間の割振りを行わず、職務遂行の方
 法等に関し具体的な指示をしないこと
 とし、その職務に従事させることができ
 る。この場合において、当該第一号
 任期付研究員は、人事委員会規則の定
 めるところにより、その勤務の状況に
 ついて任命権者に報告しなければなら
 ない。

2 略

改 正 案	現 行
<p>人事委員会規則の定めるところによ り、第一号任期付研究員の勤務時間の 状況に応じた当該第一号任期付研究員 の健康及び福祉を確保するための措置 を講ずるものとする。</p> <p>4 第一項の場合において、人事委員会 は、人事委員会規則の定めるところに より、第一号任期付研究員からの苦情 を処理するものとする。</p> <p>5 勤務時間条例第三条第二項、第四条、 第五条及び第九条の規定は、第一項の 第一号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>第六条(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改 正)に係る新旧対照表</p> <p>(佐賀県職員給与条例の適用除外) 第六条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期 付研究員に対する県職員給与条例第二 条の第二項、第十六条の第三項及び 第十七条第二項の規定の適用につい ては、県職員給与条例第二条の第二 項中「この条例」とあるのは「この条 例及び一般職の任期付研究員の採用、 給与及び勤務時間の特例に関する条例 (以下「任期付研究員条例」という。) 第五条の規定」と、県職員給与条例第 十六条の第三項中「職にある職員」 とあるのは「職にある職員(任期付研 究員条例第三条第一号の規定により任 期を定めて採用された職員を含む。次 条において同じ。)」と、県職員給与条 例第十七条第二項中「百分の百四十、」 とあるのは「百分の百六十、」と、「百</p>	<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外) 第六条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期 付研究員に対する県職員給与条例第二 条の第二項、第十六条の第三項及び 第十七条第二項の規定の適用につい ては、県職員給与条例第二条の第二 項中「この条例」とあるのは「この条 例及び一般職の任期付研究員の採用、 給与及び勤務時間の特例に関する条例 (以下「任期付研究員条例」という。) 第五条の規定」と、県職員給与条例第 十六条の第三項中「職にある職員」 とあるのは「職にある職員(任期付研 究員条例第三条第一号の規定により任 期を定めて採用された職員を含む。次 条において同じ。)」と、県職員給与条 例第十七条第二項中「百分の百五十五」 とあるのは「百分の百七十」と、「百分</p> <p>3 勤務時間条例第三条第二項、第四条、 第五条及び第九条の規定は、第一項の 第一号任期付研究員には、適用しない。</p>

分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

の百四十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

附則第七項(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案	現行
(住居手当) 第四条の三 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。 一 略 二 当該職員の所有に係る住宅(任命 権者が別に定めるこれに準ずる住宅 を含む。)のうち当該職員その他任命 権者が別に定める者によつて新築さ れ、又は購入された住宅であつて、 当該新築又は購入の日から起算して 五年を経過していないものに居住し ている職員で世帯主であるもの 三 略	(住居手当) 第四条の三 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。 一 略 二 その所有に係る住宅(任命権者が 別に定めるこれに準ずる住宅を含 む。)に居住している職員で世帯主で あるもの 三 略

附則第八項(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案	現行
(住居手当) 第六条の三 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。 一 略 二 当該職員の所有に係る住宅(知事 が別に定めるこれに準ずる住宅を含 む。)のうち当該職員その他知事が別 に定める者によつて新築され、又は 購入された住宅であつて、当該新築 又は購入の日から起算して五年を経 過していないものに居住している職	(住居手当) 第六条の三 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。 一 略 二 その所有に係る住宅(知事が別に 定めるこれに準ずる住宅を含む。)に 居住している職員で世帯主であるもの

員で世帯主であるもの
三 略

三 略

附則第九項(佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案	現行
第三条 略 2 前条に規定する住居手当、通勤手当 及び期末手当の額は、佐賀県職員給与 条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号) の適用を受ける職員(以下「一般職の 職員」という。)の例による。この場合 において、同条例第十七条第二項の規 定の適用については同項中「百分の百 五十五」とあるのは「百分の百七十」と、 「百分の百四十五」とあるのは「百分の 百六十」とし、期末手当に係る期 末手当基礎額は給料月額に当該給料月 額に百分の二十を乗じて得た額を加算 した額とする。	第三条 略 2 前条に規定する住居手当、通勤手当 及び期末手当の額は、佐賀県職員給与 条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号) の適用を受ける職員(以下「一般職の 職員」という。)の例による。この場合 において、同条例第十七条第二項の規 定の適用については同項中「百分の百 五十五」とあるのは「百分の百七十」と、 「百分の百七十」とあるのは「百分の 百八十」とし、期末手当に係る期 末手当基礎額は給料月額に当該給料月額 に百分の二十を乗じて得た額を加算し た額とする。

附則第十項(佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案	現行
第三条 略 2 前条に規定する住居手当、通勤手当 及び期末手当の額は、佐賀県職員給与 条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号) の適用を受ける職員(以下「一般職の 職員」という。)の例による。この場合 において、同条例第十七条第二項の規 定の適用については同項中「百分の百 四十五」とあるのは「百分の百六十」、 「百分の百六十」とあるのは「百分	第三条 略 2 前条に規定する住居手当、通勤手当 及び期末手当の額は、佐賀県職員給与 条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号) の適用を受ける職員(以下「一般職の 職員」という。)の例による。この場合 において、同条例第十七条第二項の規 定の適用については同項中「百分の百 五十五」とあるのは「百分の百七十」と、 「百分の百四十五」とあるのは「百

の百七十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

分の百六十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

表
附則第十二項(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)に係る新旧対照

改正案	現行
<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の百六十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は報酬の月額に当該報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は報酬の月額に当該報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

表
附則第十三項(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)に係る新旧対照

改正案	現行
<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とし、</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の百七十」とし、</p>

あるのは「百分の百七十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は報酬の月額に当該報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

あるのは「百分の百六十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は報酬の月額に当該報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十四号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第十一条の二第二項第二号中「その」を「当該職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加える。

第二十条第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十五」とあり、及び「に、百分の百五十二」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	円 311,100	円 404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
再任	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
用職	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
員以	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
外の	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
職員	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
再任用職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考 (一) この表は、次に掲げる者に適用する。

ア 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手

イ 県立の中学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二(第5条関係)

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
再任	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
用職	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
員以	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
外の職員	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円—	円—	円184,400	円218,200	円235,700	円256,300	円275,600	円296,800
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100	
	23			300,000	353,000	373,800	413,300		
	24			302,000	355,200	376,400	416,700		
	25			303,900	357,600	379,000			
	26			305,700	359,800	381,600			
	27			307,600	362,100				
	28			309,600	364,300				
	29			311,500					
	30			313,400					
	31			315,300					
	32			317,100					
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第四(第5条関係)

医 療 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	205,400	228,600	265,200
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200
再任	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500
用職	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800
員以	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600
外の	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400
職員	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900
	24		295,700	354,400	378,000	
	25		297,500	356,700	380,400	
	26		299,200	358,700	382,900	
	27		301,100	360,800	385,500	
	28		302,800	362,900		
	29			365,100		
	30			367,300		
再任用職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第十一条の三第二項第二号中「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「その額が四万五千円を超え四万七千円以下のときはその額と四万五千円との差額の二分の一の額を、その額が四万七千円を超えるときはその額と四万五千円との差額から千円を控除した額をそれぞれ四万五千円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次

の各号を加える。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十一条の三第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第二十条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百

分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十九号)附則第三項及び第四項及びこれらに基づく

人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例第二十條第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで若しくは第二十二條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第四條第一項又は公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第四條の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(佐賀県公立学校職員給与条例第十一条の四第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及びへき地手当(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)第十五條の規定による手当を含む。)並びに佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年佐賀県条例第四十三号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額

の合計額に百分の一・六四を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・六四を乗じて得た額

(人事委員会規則への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

参考資料

第一条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案	現行
<p>(扶養手当)</p> <p>第十條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千五百円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者が不在場合にあつてはそのうち一人については一万千円)、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第十條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万四千元、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者が不在場合にあつてはそのうち一人については一万千円)、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。</p>

(住居手当)

第十一条の二 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 略

二 当該職員の所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

三 略

2・3 略

(期末手当)

第二十条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百四十五を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等が、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の十級以上に相当する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。)にあつては、「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百二十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

(住居手当)

第十一条の二 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 略

二 その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

三 略

2・3 略

(期末手当)

第二十条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百七十を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等が、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の十級以上に相当する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。)にあつては、「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百五十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」とする。

4 5 6 略

別表第一 別表第四 略

改正案 現行

第二条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

(通勤手当)

第十一条の三 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位数期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位数期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。ただし、運賃等相当額を支給単位数期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が五万五千円を超えるときは、支給単位数期間につき、五万五千円を支給単位数期間の月数に乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位数期間のうち最も長い支給単位数期間

につき、五万五千円に当該支給単位数期間の月数乗じて得た額)

二 前項第二号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離(再任用短時間勤務職員にあつては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数)を考慮して、三万八千四百円の範囲内において人事委員会規則で定める額

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位数のうち最も長い支給単位数期間につき、五万五千円に当該支給単位数期間の月数乗じて得た額)に三百円を加算した額、第一号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるものうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他

の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車等に係る通勤手当

支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗

の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)及び同項の規定による額の合計額とする。

じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員、地方公務員(職員を除く。)又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇

4 前項の規定は、国家公務員、地方公務員(職員を除く。)又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

月を単位として人事委員会規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあつては、一箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第二十条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百四十、十二月に支給する場合には百分の百六十を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等が、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の十級以上に相当する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第二十条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百四十五を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等が、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の十級以上に相当する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百二十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」とする。

4
5
6
略

4
5
6
略

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十二月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 発行定日
西部印刷企画(株) 毎週月水金曜日